

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	クリエイト株式会社			コード	3024
提出日	2026/6/8	異動（予定）日	2026/6/19		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会終結の時をもって社外取締役1名が退任するため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	三輪 宏	社外取締役	○													○		有
2	大西 由紀	社外取締役	○													○		有
3	隈元 暢昭	社外取締役	○													○		有
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		三輪宏氏は、日本ペイント・インダストリアルコーティングス株式会社代表取締役社長をはじめ、長年にわたり会社経営に携わり、経営者としての豊かな経験と高い見識を有しています。独立した立場から当社経営を適切に監督いただくとともに、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行に対する助言・監督に十分な役割を果たすことができるものと期待し選任しております。また、証券取引所の定める独立役員の要件を満たしている点から、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員として指定しております。
2		大西由紀氏は、起業した経営者としての豊かな経験と高い見識を有しています。独立した立場から当社経営を適切に監督いただくとともに、ダイバーシティ&インクルージョンや人材育成等を含む経営全般の視点から、経営方針・経営戦略などに対して有意義な助言をいただけると判断しており、当社コーポレート・ガバナンス体制の充実、強化へ貢献いただくことを期待して選任しております。また、証券取引所の定める独立役員の要件を満たしている点から、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員として指定しております。
3		隈元暢昭氏は、長年にわたる弁護士としての経歴を通じて培った法律の専門家としての豊富な経験・見識を有しております。専門知識を活かし、公正中立的な立場から取締役の監視とともに提言、助言をいただき、任意の委員会である指名・報酬委員会の委員として、当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることに引き続き関与いただくことを期待し選任しております。また、証券取引所の定める独立役員の要件を満たしている点から、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員として指定しております。
4		
5		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。